

山梨県公報

第七百六十九号

平成十九年

六月十八日

月 曜 日

目 次

家畜伝染病の発生	四四五
道路の供用開始	四四五
河川区域の指定の一部改正	四四五
建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定(三件)	四四五
建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定の一部改正	四四六
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請	四四六
行政文書の開示の実施状況	四四七
個人情報保護条例の施行状況	四四七

告 示

山梨県告示第二百四十二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成十九年六月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨ―ネ病	山羊	患畜	一	北杜市明野町浅尾	平成十九年六月八日

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十九年七月九日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年六月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	市之蔵山梨線	山梨市小原西字大泉庵五四八番の一地先から 笛吹川左岸堤防敷地先まで	二六一・〇	平成十九年六月二十日

山梨県告示第二百四十四号

一級河川芦川に係る河川区域の指定(昭和四十八年山梨県告示第百五十五号)の一部を次のように改正する。

平成十九年六月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

「第九号図」を「第二十一号図」とし、「第八号図」を「第二十号図」とし、「第一号図から第七号図」を「第一号図から第十九号図」に改める。
(その関係図面を山梨県土木部治水課、中北建設事務所及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百四十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第百一十号)第七十七条の三十五の五第一項の規定に基づき、同法第七十七条の三十五の二の構造計算適合性判定の業務を行う指定構造計算適合性判定機関の名称等を次のように告示する。

平成十九年六月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定構造計算適合性判定機関の名称
財団法人日本建築センター
- 二 住所
東京都千代田区外神田六丁目一番八号
- 三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

山梨県告示第二百四十三号

- 四 構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成十九年六月二十日

山梨県告示第二百四十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の五第一項の規定に基づき、同法第七十七条の三十五の二の構造計算適合性判定の業務を行う指定構造計算適合性判定機関の名称等を次のように告示する。

平成十九年六月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定構造計算適合性判定機関の名称
財団法人日本建築設備・昇降機センター
- 二 住所
東京都港区虎ノ門一丁目十三番五号

- 三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
東京都港区虎ノ門一丁目十六番六号

- 四 構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成十九年六月二十日

山梨県告示第二百四十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の五第一項の規定に基づき、同法第七十七条の三十五の二の構造計算適合性判定の業務を行う指定構造計算適合性判定機関の名称等を次のように告示する。

平成十九年六月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定構造計算適合性判定機関の名称
日本E R I株式会社
- 二 住所
東京都港区赤坂八丁目五番二十六号

- 三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
東京都港区赤坂八丁目十番二十四号

- 四 構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成十九年六月二十日

山梨県告示第二百四十八号

建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十九年六月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定の一部を改正する告示（建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定（平成十八年山梨県告示第百八号）の一部を次のように改正する。）

本則中「第七条の三第一項第二号」に改める。

第三号の1中「の建築物」の下に「（法第七条の三第一項第一号に規定する工程を含む工事に係る建築物を除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成十九年六月二十日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の規定は、この告示の施行の日以後に法第六条第一項の規定により確認の申請書を提出する建築物及び法第六条の二第一項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物について適用し、この告示の施行の前日に法第六条第一項の規定により確認の申請書を提出した建築物及び法第六条の二第一項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物については、なお従前の例による。

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十九年六月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成十九年五月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 もみの樹園
 - 2 代表者の氏名 久保貞雄

3 主たる事務所の所在地 甲州市塩山上於曾九百八十四番地二
4 定款に記載された目的

この法人は、障害者等に対して就労支援及び生活活動支援に関する事業を行い、障害者の自立と社会参加を図り、障害者が就労も含めてその人らしく自立して地域で暮らし、地域社会にも貢献できる支援体制の確立と整備に寄与する事を目的とする。

三 縦覧期間 平成十九年五月三十一日から同年七月三十日まで

● 行政文書の開示の実施状況

山梨県情報公開条例（平成十一年山梨県条例第五十四号）第三十六条第二項の規定により、平成十八年度における各実施機関の行政文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

平成十九年六月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 行政文書の開示の状況

- 開示請求 六四〇件
 - 開示決定 五九一件
 - 全部開示決定 三〇四件
 - 一部開示決定 二八七件
 - 不開示決定 二八件
 - 取下げ 二一件
 - 不服申立て 四件
 - 不服申立てに対する裁決又は決定 二件
- 二 実施機関別の請求の状況
- 知事 五三六件
 - 教育委員会 三九件
 - 選挙管理委員会 一七件
 - 公営企業管理者 二件
 - 警察本部長 三二件
 - 議会 一四件

とおり公表する。

平成十九年六月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 山梨県個人情報保護条例の施行状況

- 個人情報取扱事務の登録の件数 八八三件
 - 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の件数 五、四八〇件
 - 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の処理状況 五、四八〇件
 - 不服申立ての件数 六件
 - 不服申立ての処理状況 九件
 - 事業者の業務の登録状況 八四一件
 - 事業者に対する調査、助言、勧告及び公表の件数 〇件
- 二 実施機関別の開示請求、訂正請求及び利用停止請求の状況
- 知事 一八六件
 - 教育委員会 三、七五七件
 - 人事委員会 一四三件
 - 警察本部長 一、三九四件

● 個人情報保護条例の施行状況

山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号）第七十三条第二項の規定により、平成十八年度における各実施機関の山梨県個人情報保護条例の施行状況を次の

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番